

京都大学	博士(文学)	氏名	能勢和宏
論文題目	「6か国のヨーロッパ」の確立 ——欧州諸共同体対外関係の変遷(1945-1963)——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論は、第二次世界大戦後から1960年代初頭の時期を対象に、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)および欧州経済共同体(EEC)の成立の経緯と発展を、両共同体の対外関係に着目しつつ検討し、欧州統合史の新たな視点を提示することを目指す研究である。</p> <p>初期の欧州統合に関する先行研究の多くは、ECSCおよびEECの内部の議論や内発的な動きに着目して統合の進展を検討してきた。共同体の対外関係に注目する数少ない先行研究も、ある特定の時期や特定の国との対外関係を扱うにとどまり、対外関係が統合の変遷や共同体の性質に与えた影響を考察するには至っていない。その結果、先行研究は、ECSCからEECを経て今日の欧州連合(EU)に至る統合の道筋を単線的に理解し、それ以外の内容や形態をもつ統合があり得たことを捨象する傾向にある。これに対して本論は、ECSCおよびEECの加盟国間の交渉および対外関係の分析を通じて、両共同体が欧州統合の主流の地位を占めるに至ったことはもとより、両共同体の性格すらもあらかじめ定められたものではなく、漸進的に確定していったものであったことを明らかにする。</p> <p>第1章は、第二次世界大戦後から1950年5月の仏独石炭・鉄鋼共同管理計画すなわちシューマン・プランの発表までの時期を中心に、欧州統合の起点とされる同プランならびにECSCの歴史的意義を再考する。シューマン・プランの誕生プロセスに関する先行研究の多くは、フランスの戦後復興計画と対独政策の変遷の分析に関心を集中させている。対して本論は、欧州経済協力機構(OEEC)を中心とする域内協力の実態を再検討した上で、シューマン・プラン以外の様々な統合計画を分析することで、シューマン・プランに端を発する欧州統合の路線が選択肢のひとつに過ぎなかったことを明らかにする。</p> <p>従来、フランス・西ドイツ・イタリア・ベネルクス3国よりなるECSC原加盟6か国の「小欧州」と、OEEC加盟国17か国の「大欧州」における協力・統合の路線の区別は、固定的なものとして理解される傾向にあったが、実際には、ふたつの路線の区別は当初から明確なかたちで存在していたわけではなかった。「小欧州」の先駆けと目されるフィネベル(仏・伊・ベネルクス)構想は、最終的にOEEC加盟国による欧州決済同盟(EPU)に統合されていった。また運輸分野におけるボヌファー・プラン、農業分野におけるプール・ヴェール構想、衛生分野におけるプール・プラン構想は、いずれもECSCを結成することとなる6か国より多くの加盟国、より広い地理的領域での統合を目指すものであった。シューマン・プランがその後の欧州統合に大きな影響を及ぼす画期的な計画であったことは間違いないにせよ、同時期には他の様々な域内協力・統合の可能性が存在していたのである。</p> <p>第2章は、ECSCの対外関係を検討する。後のEECの対外関係に比べると、ECSCは非加盟国との交渉をあまり行っておらず、そのため先行研究もECSCの対外関係にほとんど注目してこな</p>			

かった。しかし、なぜECSCにおいて対外関係がそれほど重要な問題とならなかったのかという点を含め、ECSCの国際的な地位を考察するためには、その対外関係を分析する必要がある。本論は、ECSCが英国・スイス・オーストリアと行った交渉と、関税と貿易に関する一般協定(GATT)におけるECSCに関する審議を分析することで、ECSCの対外関係の実態を解明し、その歴史的な意味について考察する。

英国・スイス・オーストリアの3か国は、シューマン・プランへの参加を見送った。それは、当初のシューマン・プランが、石炭・鉄鋼業の超国家的な統合という政治的な計画としての性質を強く有していたからであった。しかし、ECSCの設立に至る過程で、当初の計画の政治的な側面は弱まり、域内の貿易自由化を目指す経済的な計画としての性質が強まることとなった。このようにECSCの性質が明らかになっていく中で、非加盟国はECSCへの関心を強めていくことになる。ECSCと非加盟国との間の応酬の最初の場合は、関税と貿易に関する一般協定(GATT)の多国間交渉であった。英国を中心とする西欧諸国は、ECSCの設立が6か国と非加盟国の貿易を減少させる危険を秘めていると訴え、ECSCに補償的措置を求めた。しかし、冷戦構造の中で、西ドイツの政治的・経済的な再建を重要視した米国は、それを促進するであろうECSCの設立を高く評価し、他国からの批判に耳を貸そうとしなかった。

結局、ECSCはGATTにおいて、ほとんど修正を施されることなく、その活動を認められることになった。GATTで十分な成果を得ることのできなかつた西欧諸国は、ECSCと個別に交渉を行うことで、ECSCからの補償の獲得を目指した。しかし、最初に個別交渉を行うことになった英国は、50年代当時西欧随一の石炭・鉄鋼の輸出国であり、ECSCに対する危機感は小さかった。それゆえ54年のECSC・英国間合意は、常設の協議機関を発足させるとの内容にとどまり、スイスとオーストリアも、ECSCとの交渉においてこの合意の影響を受け、十分な補償を得ることができなかった。結果的にECSCは、米英の相対的な無関心によって、国際的な批判や圧力にさらされることがなかったのである。

第3章は、6か国によるEEC設立交渉が始まる1955年から、英国の自由貿易圏(FTA)構想が挫折する1958年までを対象に、EECと非加盟国との関係を分析する。EECがECSC加盟国と同じ6か国による市場統合と対外共通関税の実現を目指したのに対して、1956年に英国によって発表され、OEEC内で検討が進められたFTA構想は、OEEC加盟17か国の域内貿易の自由化のみを目指すものであった。EEC設立交渉と、それと並行して行われたFTA交渉を扱った先行研究は、EECとFTAを、欧州統合の方針をめぐる相互に排他的な計画と理解する。それに対して本論は、FTA構想がEECと併存するものとして提起され、FTAを巡る交渉とその帰結が、EECの性格を確定する上で重要な意味を有していたことを重視する。

FTA設立をめぐる交渉において問われたことは、EECかFTAかの二者択一ではなく、EECが非加盟国とどのような関係を築くかであった。6か国は、域内の貿易自由化のみを追求するFTAは内容的に不十分であり、FTA参加国にEECに準ずる義務を課すべきであるとの立場をとり、FTA構想について、組織の名称を欧州経済連合(EEA)に変更することを含む修正を提案した。

フランスおよび欧州委員会は、如上のEEAの原則への合意を西欧17か国による組織の設立の絶対条件とする立場を取ったが、英国はEECと同様の義務を伴うEEA案に消極姿勢を見せた。58年11月にフランスがFTA交渉の中断を決定し、欧州委員会もフランスを支持したことで、FTA交渉は事実上挫折した。以上のようなFTA構想を巡るEEC内外の交渉の展開は、EECが、加盟国と同等の待遇を求める非加盟西欧諸国の要求を退け、自らの特恵的性質を確立していく過程であったと理解できる。

第4章は、FTA交渉が中断した1959年以後のEECの対外政策をめぐる議論を分析し、EECが特恵的組織たる性質と、それに対応する対外政策を確立していく過程を解明する。FTA交渉中断後も、EEC内では、西欧の非加盟国に対する政策を巡って方針の対立が継続していた。フランスと欧州委員会は依然として、西欧のEEC非加盟諸国を特別視すべきではなく、すべての非加盟国に同等の待遇を与えねばならないと考えていた。それゆえフランスと欧州委員会は、17か国間での合意が達成されるまでの「暫定的な」措置として、EECはあらゆる非加盟国に対して無差別に関税引き下げを実施すべきであると主張した。このような、あらゆる非加盟国を一律に扱う「世界アプローチ」と呼びうる対外政策方針には、ベネルクス諸国を中心とする批判があった。批判派は、EEC非加盟の西欧諸国に対して、欧州域外の諸国とは異なる何らかの特別待遇を譲許すべきであると主張していた。このように非加盟の西欧諸国とその他諸国の間に待遇の格差を設けるべきであるとの主張を「欧州アプローチ」と呼ぶ。

この路線対立は、1960年5月に6か国が共同市場設立の「加速」と呼ばれる措置に合意したことで、「世界アプローチ」の勝利という形で決着していく。「加速」とは、EECが当初定めていた市場統合の完成までの予定(1年ごとの輸入割当拡大、1年半ごとの関税引き下げを通して、12年間で加盟国間の貿易障壁を撤廃)を、繰り上げる措置であった。具体的には、60年7月1日に予定されていた10%の関税率の引き下げを、20%へと変更し、本来62年1月1日に予定されていた関税引き下げを先取りするものであった。より重要であったのは、当初62年1月1日に予定されていた対外共通関税の導入に向けたEEC加盟諸国の対外関税の接近措置についても、予定を繰り上げて60年7月1日に実施することが盛り込まれたことであった。加盟国間の関税引き下げを速める一方で非加盟国に対する関税引き上げを開始することを内容とする「加速」の決定は、EEC加盟国と同等の待遇を求める非加盟西欧諸国の要求を否定し、FTA交渉の再開を事実上不可能にするものであった。

「加速」が可能になったのは、EECが非欧州諸国の待遇を改善する姿勢を同時に示したからであった。フランスと欧州委員会は、非欧州諸国の利害を代表する米国の要求に応える形で、対外関税率の一律引き下げを受け入れた。つまりEECは、非加盟西欧諸国の特別待遇要求を退ける一方で、すべての非加盟諸国の要請に応える対外政策を選択した。かくして、あらゆる非加盟国を一律に扱う「世界アプローチ」がEECの対外政策の原則として確立したのである。

しかしまもなく、EECは特定の非加盟国との間で「連合」と呼ばれる特別な関係を築くことによって、「世界アプローチ」に例外を設けることとなる。EECは1961年にギリシャと、1963年にトルコ

と、それぞれ「連合」協定を締結し、非加盟国である両国に対して、一定の条件の下に6か国の市場統合への部分的な参入を認めることとしたのである。しかし、ギリシャとトルコとでは「連合」の内実に大きな違いがあった。EECは、ギリシャに対しては将来的に6か国との関税同盟を結成することを求め、ギリシャもこれに同意した。したがって、ギリシャとの「連合」協定は、EECが西欧の非加盟国に対して、FTA構想で想定されていたような特別待遇を拒否する姿勢をあらためて確認する意味も有した。それゆえ、EECとギリシャが「連合」の設立に合意すると、まもなく英国など非加盟欧州諸国はEECへの加盟申請を行うことになった。非加盟の西欧諸国が6か国の市場統合に参画する道は、今やEECへの正規加盟以外に残されていなかったのである。

それに対して、EECとトルコが構築した関係は、そうした「連合」の厳格な条件を緩和する性質を有した。EECは、トルコが6か国の市場統合に参画するのは不可能であると見ていた。60年に発生したクーデタによってトルコの不安定な政治状況が明らかになり、また、経済面においてもギリシャよりもトルコは後進的と見做されていたためである。それゆえEECは「世界アプローチ」の原則の中で、トルコの待遇を改善する方針を模索していた。しかし、63年にドゴール仏大統領が英国のEEC加盟申請を拒否し、EECが危機的な状況に陥ったことから、EECは、トルコとの「連合」を実現させることで共同体の政治的危機の克服を目指すことになった。その結果、トルコは「連合」協定においてギリシャ以上に特別な待遇を与えられることとなったのである。このようなトルコとの「連合」は、EECが地理的に隣接する地中海諸国、そして、フランス旧植民地を中心とするアフリカ諸国に特権的な地位を認める対外政策への道を開くものであった。

以上のように、EECは、FTA構想を退ける過程を通じて、あらゆる非加盟国を一律に扱うという対外政策の原則を確立し、特恵的な関税同盟としての自らの性格を確定した。これは、「6か国のヨーロッパ」が欧州統合の主流の地位を確立する上で大きな転機であった。一方、63年のトルコとの「連合」は、「世界アプローチ」の確立によって解決されたはずの非加盟国の序列化という問題を再燃させるものであった。結果的に「6か国のヨーロッパ」は、政治的・経済的に加盟国に従属するような隣接地域の非加盟国を優遇し、その他の非加盟国の利害を軽視するという性格をも帯びることとなった。かくして確立したヨーロッパ統合の姿は、今日の欧州連合(EU)にも見出すことができるのである。

(論文審査の結果の要旨)

欧州統合の歴史は、従来、仏・西独・伊・ベネルクスの6か国が1951年に結成した欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)を起点に、同じ6か国による欧州経済共同体(EEC)の結成を経て、EECがその加盟国を拡大するとともに組織と機能を発展させて欧州連合(EU)へと至るという、単線的な図式で語られてきた。かかる単線的な欧州統合史は、ECSCからEUに至る潮流を、欧州統合のいわば主流として自明視する一方で、マーシャル・プランの受け皿として欧州17か国が参加した欧州経済協力機構(OEEC)や、英国を中心とする7か国が結成した欧州自由貿易連合(EFTA)など、主流と見做されている潮流とは異なる統合や域内協力の試みを、主流と無関係な、あるいは主流に対立する傍流と見做し、ともすれば失敗を運命づけられたプロジェクトの如く描き出す傾向にある。

本論は、かかる単線的な欧州統合史に根本的な見直しを迫る、野心的な研究である。本論は、ECSCからEECに至る組織の性格が、結成当初から明確に定まっていたわけではなく、漸進的に決定されていったことに着目する構築主義的なアプローチをとる。そして、統合の性格の変容をもたらした要因を分析するにあたり、先行研究も注目している加盟国間の議論や交渉のみならず、OEEC、英米をはじめとする非加盟諸国、関税と貿易に関する一般協定(GATT)など、外部との関係に着目する点に、本論の最大の独創性が存する。

前半の第1・2章では、ECSCの結成およびその国際的地位の確立過程が分析される。ECSCの起点となったシューマン・プランは、超国家的な機構による西独の自律性の制限を目指すフランスの政治的思惑に発していたが、6か国の設立交渉を経て実際に設立されたECSCは、超国家的色彩を弱めるとともに、加盟国間の市場統合と非加盟国に対する差別的な関税や輸出入数量制限を実施する特惠的な、すなわち関税同盟に近い性質を帯びることとなった。6か国以外の西欧諸国は、ECSCの特惠的な性質が確定される前に不参加を決定し、かかる性質が明らかになった後にECSCへの関心を強めていった。一方、1940年代の末から50年代の初頭にかけては、数多くの地域協力・統合プランがあり、想定された参加国や統合の内容は多様であった。また、すべての加盟国に最恵国待遇を求めることを原則とするGATTが特惠的な色彩を有するECSCを容認するとは限らなかったが、西独を西側陣営に統合するためにECSCを有用と見る米国がECSCを支持したことから、GATTはECSCに承認を与えることとなった。以上を俯瞰するならば、ECSCの構成国、性格、国際的な地位は、何れも加盟国内外の様々な交渉を通じて漸進的に決定された、偶然の産物という性質が強かったことが明らかになる。そして、ECSCの結成後ですら、それが欧州統合の本流となることは自明ではなかったのである。

後半の第3・4章では、EECの結成から、その性格と国際的地位が確定するまでの過程が描かれる。1955年に開始された6か国の交渉を通じて、将来的に對外共通関税を有する関税同盟を結成する方針が決定されていたものの、58年にEECが発足した時点でも、組織の性格が完全に固まっていたわけではなかった。6か国の交渉が進む間に、英国の提案を発端として、OEECは、域内諸国間の関税・数量制限の縮小・撤廃のみを目指す自由貿易圏(FTA)を結成することに合意していた。EECとFTAは排他的なものとは考えられていたわけではなく、たとえばFTAが実現してEECの域外共通関税が限定的なものとなるならば、17か国の「大欧州」が欧州統

合の主流となる可能性も残されていた。また、後に英国などEEC非加盟7か国が結成したEFTAは、EECと競合する性質を帯びつつも、EECに圧力を加えてFTAを受け入れさせることをも目的とする組織であった。そして、EEC内部にも、ベネルクスを中心に、FTAの実現を優先するために、EECはEEC非加盟の欧州諸国に欧州域外諸国とは異なる特別な待遇を付与すべきであるとする、論者が「欧州アプローチ」と呼ぶ主張が根強く存在していたのである。

これに対して、フランスと欧州委員会は、応分の義務を受け入れぬEEC非加盟の欧州諸国に特別待遇を与えることに反対し、欧州の非加盟諸国と域外諸国とを一律に扱う、論者が「世界アプローチ」と呼ぶ方針を主張した。ドゴール復帰後のフランスがFTA交渉を拒否し、FTA交渉が中断している間に、EEC内部では「加速」措置と呼ばれる対外共通関税の前倒し導入が合意され、さらに米国がEFTAではなくEECを支持したこともあり、1960年にはEEC内の路線対立は「世界アプローチ」の勝利に終わる。これにより、6か国と同じ義務を受け入れる加盟国以外には一律に市場統合の便益を与えないという、「世界アプローチ」に基づくEECの対外関係の原則が確立した。6か国の「小欧州」は欧州統合の核たる地位を獲得し、これ以降、英国をはじめとする非加盟欧州諸国のEECへの加盟申請が続くこととなるのである。

しかし、まもなくEECは、ギリシャおよびトルコとの「連合」協定を締結することにより、特定の非加盟国に部分的な優遇を与えることとなる。対外共通関税の将来的な導入を受け入れたギリシャとの協定には将来の正規加盟の道筋が示される一方で、EECとトルコがともに危機にあった1963年に締結されたトルコとの協定では、トルコの義務を緩和する一方で将来の加盟の方向が示されぬなど、「連合」の位置づけには曖昧さが伴った。さりながら、これらの協定を経て、EECは、非加盟国を一律に扱う「世界アプローチ」の例外として、政治的・経済的に加盟国に従属するような隣接地域の非加盟国を優遇しつつ、その他の非加盟国の利害は軽視するという、今日のEUにまで継承される対外政策の基本的な枠組みを確立することとなったのである。

以上のように本論は、ECSC・EECの対外関係に着目しつつ、構築主義的なアプローチによって新たな欧州統合史を提示することに成功していると評価できる。本論は、公刊された史料はもとより、フランス政府の公文書を中心とする6万ページに及ぶ未公刊一次史料による堅固な実証に裏づけられており、叙述の信頼性はきわめて高い。論者自身はドイツ側の史料を検討する必要性を指摘しているものの、既にこれだけ重厚な実証が積み重ねられている以上、ドイツ側史料の分析によって、本論の議論にいつそう厚み加わることであっても、議論の大枠が覆ることはなかろう。本論に問題があるとすれば、むしろ微に入り細を穿つ実証にこだわるがゆえに、叙述が難解になるとともに、行論が見えにくくなる箇所を散見することであるが、かかる瑕疵は出版に向けて改稿を進めるうちに解消されるものと期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2017年12月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。